

太田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和7年5月23日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第80号

太田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 この規則は、法第15条第2項又は法34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に限り適用する。

(許可申請)

第4条 前条に規定する宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項に係る申請書に、省令第7条第1項各号（第9号から第11号までを除く。）に掲げる書類を添付して提出しなければならない

い。

(申請書の添付書類)

第5条 省令第7条第1項第12号及び第63条第1項第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 排水施設を設置する場合、排水施設の設計に係る書類
- (2) 切土又は盛土をする土地の求積図
- (3) 擁壁を設置する場合、擁壁の展開図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(中間検査の申請)

第6条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第18条第1項の規定により検査を申請しようとするときは、省令第46条の規定による申請を、法第37条第1項の規定により検査を申請しようとするときは、省令第76条による申請をそれぞれ行わなければならない。また、工区を分けて許可を受けたときは、当該工区ごとに申請を行わなければならない。

2 前項の規定により検査を申請しようとする者は、太田市手数料条例（平成17年太田市条例第79号）の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(定期の報告)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告については宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記様式）に省令第48条第1項に規定する書類を、第38条第1項の規定による報告については省令第78条第1項に規定する書類をそれぞれ添付して行わなければならない。

(立入検査証の様式)

第8条 第3条に規定する宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、立入検査（法24条及び第43条に規定する立入検査をい

う。)の際に職員がその身分を示す証明書は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和３年国土交通省令第６８号）別記様式の例によるものとする。

（書類の提出）

第９条 法、政令、省令及びこの規則の規定により、市長に提出する申請書等及びこれに添付する書類の提出部数は、正本及び副本各１通とする。

（その他）

第１０条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和７年５月２６日から施行する。

別記様式（第 7 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

（宛先）太田市長

住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第19条第1項} \\ \text{第38条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事が施行される土地の所在地				
2 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
3 報告年月日	第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目	第 4 回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
5 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 第 5 回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 3 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに 7 欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。